

# JAPAN/ICOMOS INFORMATION

## 第2期 第8号

平成4年8月31日 発行

### 諸報告

◎1991年

#### 日本イコモス国内委員会総会

日時：1992年 2月29日（土）1:30～4:00pm

場所：神田学士会館分室 6号室

出席者：坪井清足委員長、稲垣栄三、伊藤延男、木原啓吉、益田兼房、渡辺勝彦、羽生修二、渡辺保弘の各理事、高瀬静昭、渡辺保忠の各委員

出席者計10名 委任状提出者63名 委員総数は123名（1992年 2月29日現在）で、委任状を含む出席者は過半数を超え、総会は成立（担当：渡辺<sup>保弘</sup>理事）。

#### 議 事

##### I 報告事項

##### 1) 事業報告（担当：稲垣理事）

- ①91年 2月 「世界遺産条約の早期批准に関する要望書」を関係省庁に提出
- ②92年 3月 第1回研究会開催（於：神田学士会館）  
「東南アジアの町並み保存運動と国連地域開発センターの役割」  
宗田好史（参加者11名）
- ③91年 5月 第2回研究会開催（於：神田学士会館）  
「イラクにおける考古遺跡の調査と保存」岡田保良（参加者10名）
- ④91年 5月 パリ本部 Advisory Committee に出席（坪井委員長代理山中一郎氏）
- ⑤91年 5月 パリ本部 Executive Committeeに出席（伊藤理事長及び西浦委員）
- ⑥91年 7月 第3回研究会開催（於：神田学士会館）  
「アンコール遺跡」 藤木良明・益田兼房（参加者10名）
- ⑦91年 9月 「アジア太平洋地域の熱帯環境下における文化財保存シンポジウム」（於：ホノルル）に出席（伊藤理事）
- ⑧91年 9月 第4回研究会開催（於：神田学士会館）  
「ベトナム・フェ王宮の保存問題について」 中川武（参加者12名）

- ⑨91年11月 第5回研究会開催（於：神田学士会館）  
「チャンパの建築遺跡」 重枝豊（参加者 9名）
- 2) 広報報告（担当：益田理事）
- ①91年 3月 JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第6号を発行  
②92年 2月 JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第7号を発行
- 3) 庶務報告（担当：渡辺保弘理事）
- ①91年 2月 第1回臨時理事小委員会開催（於：文化財工学研究所）  
②91年 5月 1991年会費納入案内発送  
③91年 6月 パリ本部へ1991年分会費（124名分）送金  
④91年10月 第1回理事会開催（於：神田学士会館）  
⑤91年10月 1991年会費納入案内（第二回）発送  
⑥91年11月 第2回臨時理事小委員会開催（於：神田学士会館）  
⑦92年 1月 第3回臨時理事小委員会開催（於：文化財工学研究所）  
⑧92年 1月 第2回理事会開催（於：神田学士会館）
- 4) 会計報告（担当：渡辺保弘理事）
- ①1992年 2月29日現在，一般会計残高 1,441,769円、基金合計12,550,000円  
詳細は別紙1のとおりで、承認された。  
②1992年 2月29日現在，会費納入の状況は別紙2の通り。
- 5) 会計監査報告  
監事未定のため伊藤理事が代理で監査，承認報告。

## II 審議事項

- 1) 退会及び入会の件（担当：木原理事）
- ①逝去：浅野清委員が1991年 8月に逝去された。
- ②入会：理事会承認に基ずく1991年入会の新規会員は以下の3名。  
岡田保良氏 国士館大学イラク考古学研究所助教授  
高瀬静昭氏 新日本建築家協会役員・保存問題委員会副委員長  
松本修自氏 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部主任研究官
- ③入会申込者：現在下記の6名の入会推薦がある。（ ）内は推薦者，各氏には申込用紙を発送し，現在回収中。
- 佐々波秀彦氏 国連地域開発センター所長（坪井委員長／益田理事）  
重枝 豊氏 日本大学工学部建築学科研究生（千原委員／片桐委員）  
日高健一郎氏 筑波大学芸術学系助教授（飯田委員／渡辺保忠委員）  
前野 堯氏 東京芸術大学美術学部建築学科教授（坪井委員長／稲垣副委員長）  
宮川朝一氏 住宅都市整備公団都市開発部事業管理課参事（坪井委員長／益田理事）  
宗田好史氏 国連地域開発センター研究員（坪井委員長／陣内理事）

④会員数：現時点での会員数は 123名、入会申込者の手続きが完了すれば 129名となる。

2) 1992年活動計画（担当：稲垣理事）

a. 1993年国際イコモス総会（スリランカ・コロンボ）に関して。

イコモス会長ローランド・シルヴァ氏及び総会準備委員長バンダラナヤケ氏より日本イコモス国内委員会に以下の4点についての協力が依頼された。

1. 「アジアの文化遺産」小冊子を発行予定（現時点では未決定）、日本にも寄稿の依頼があった。
2. 総会メインテーマとして「アジア各国の文化遺産」紹介発表を行う予定、日本もプレゼンターとして参加してほしい。
3. アジア・アフリカ諸国よりの参加費用援助として、30,000米ドルの負担の要請。
4. 総会終了後「アジア庭園シンポジウム」を開催予定。日本からの出席を望む。

以上に関し、日本イコモス国内委員会は以下のように対応する。

1. 小冊子発行に際しては日本も寄稿する。そのため実行委員会を結成して準備に当たる。原稿形式、写真枚数などについては問い合わせる。
2. 紹介発表は西村理事が担当。
3. 30,000米ドルの出費は困難と判断されるので、折衝を行う。
4. シンポジウムには有志参加とし、特別派遣はしない。

b. 世界遺産条約に関して

現在開催中の国会討論で日本の対応が決定されるため、それに伴うイコモス国内委員会の対応について討議を行った。1991年2月に批准要望書を既に提出しているため、現時点では批准要望に関する積極的な活動はせず、文化遺産の選定基準となっているベニス憲章に対する問題提議等を行っていく。

3) 予算計画（担当：渡辺保弘理事）

1992年予算計画は別紙3の通りで承認された。

4) 監事役員選出（担当：木原理事）

日名子氏の退会に伴って現在は監事役員が空席となっているため、次回理事会で選出する予定。

5) 会員増員に関する提案（担当：稲垣理事）

以前より懸案であった法人会員の加入について、今年中に具体的な結論を理事会より提出することとする。また、現在では会員資格の認められない学生等の若手研究者の加入を奨励すべきであるとの意見も提出され、今後会員資格の見直しを行う方向で理事会より意見提出をする予定。

以 上

◎1993年国際イコモス総会（スリランカ・コロンボ）関係の経過報告（その1）  
1991年総会議事録Ⅱ審議事項2. 活動計画a. に関するの問い合わせ事項として1992年3月に坪井委員長よりイコモス会長シルヴァ氏に質問書を郵送で提出。内容は下記の通り。

1. 「アジアの文化遺産」小冊子発行の予定があるのか、或いはこれが13の国際委員会の活動報告の出版に変更されたのか、又はこの両方とも進められるのか。もし前者の計画が実現される場合、日本に割り当てられるページ数、写真の数、解説文の字数、各ページのフォーマット等についても知らせてほしい。
2. アジア・アフリカ諸国からの参加費用として30,000米ドル負担の件に関しては、当委員会は会員の会費のみで運営されている任意団体であり、国に費用を請求する立場もない。したがって、そのすべてを負担する事は不可能である。しかし必要最小限度の経費を集める努力をするつもりであるので、援助すべき経費の細目等について知らせてほしい。

## ◎ 1 9 9 2 年 第 2 回 理 事 会

日 時：1992年（平成4年）6月18日（木）午後6時半～9時

会 場：神田学士会館・301号室

出席者：坪井清足委員長、伊藤延男、稲垣栄三、益田兼房、羽生修二、西村幸夫、渡辺保弘の各理事

### 議 事

#### I 報告事項

##### 1) 事業報告（担当：稲垣理事）

①1992年2月22日（土）神田学士会館にて第1回研究会開催。

講 師：ブルガリア国立文化遺産研究所員 リュドミラ・マルコヴァ女史

テーマ：「ブルガリアの文化遺産の保存」

参加者：13名

②日本政府が世界遺産条約の批准を検討中。その検討作業の一部が文化庁より日本イコモス国内委員会に委託された。委託業務の内容は、英文・「世界遺産条約の履行のための作業指針」（ユネスコ世界文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会による／1991年9月改訂版）の日本語翻訳。当委員会は作業を受託し、1992年4月30日に完全訳を文化庁に提出した。

##### 2) 庶務報告（担当：渡辺理事）

①会員の入会の報告

1991年後期入会推薦のあった各氏から正式に入会申し込みがあり、新規に会員登録された。入会された各氏は以下の通り。

佐々波秀彦氏 国連地域開発センター所長  
重枝 豊氏 日本大学工学部建築学科研究生  
日高健一郎氏 筑波大学芸術学系助教授  
前野 堯氏 東京芸術大学美術学部建築学科教授  
宮川朝一氏 住宅都市整備公団都市開発部事業管理課参事  
宗田好史氏 国連地域開発センター研究員  
現時点での会員数は 129名。

## II 審議事項

1) 入会推薦の件：下記の1名の入会申し込み及び推薦があった。( )内は推薦者名。

A. アンジェイ・グルシェフスキ氏 (金多潔委員/宗田好史委員)

理事会の審査は通過し、1992年国内委員会総会にて報告、承認を求める。

2) 世界遺産条約の件

会員全員に「世界遺産条約」(日本語文・正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)と、今回文化庁より業務委託のあった「世界遺産条約履行のための作業指針」(ユネスコ世界文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会による/1992年9月改訂版I報告事項、1. ②参照)の日本語訳文及びその他の世界遺産条約関係資料を送付する。

3) 1993年国際イコモス総会(スリランカ・コロンボ)の件

1991年総会のII審議事項2.活動計画の決定に従ってスリランカ、イコモスに2つの質問を郵送で提出(内容は4頁参照)したが未だ返答が得られぬため、再び同質問をFAXで提出する。

4) 監事役員の件

空席である監事役員の選出は次回理事会に繰り越しとする。

◎1993年国際イコモス総会(スリランカ・コロンボ)関係の経過報告(その2)

1992年3月の坪井委員長の書簡(イコモス会長シルヴァ氏宛)と同文のものを事務局よりスリランカ・イコモスに6月16日FAXで提出。それに対して6月29日スリランカ・イコモスより下記の内容の返信が届いた。

1. 14の国際委員会の活動報告をまとめる計画がある。(各200部ずつを総会前の来年7月までに出版したい。)責任編集者は各国際委員会の委員長が当たるが、原稿は本年12月末までに提出。
2. 日本イコモス国内委員会のアジア・アフリカからの総会参加者費用負担についての考慮を感謝している。アジア・アフリカからの参加申し込みは現在25名、一人分の費用は1200米ドル、計30,000米ドルとなるので、宜しくご配慮願いたい。日本の国内委員会の援助を信じている。

## ◎報告

「世界遺産条約への日本の加盟」

報告者 益田兼房

1. ユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約）の早期批准については、第2期第6号で報告しましたように、昨年2月13日に日本イコモス国内委員会として、要望書を内閣総理大臣・外務大臣・文部大臣・環境庁長官・文化庁長官あてに提出しておりました。その後、政府では、外務省を中心に環境庁・文化庁・林野庁等が加わって協議を進め、去る6月に国会の決議を経てユネスコに条約の委託書を提出し、この9月30日に日本について発効することになりました。1972年にこの条約がユネスコ総会で決議去れてから、日本はちょうど20年目に125番目の国として加盟することになります。

2. イコモスとこの世界遺産条約の関係は極めて深く、条約の規定では、

1) 第8条で、条約を実質的に運営する21ヶ国の政府代表からなる世界遺産委員会会議に、イコモス代表は顧問の資格でイクロム・IUCNとともに出席できること、

2) 第13条で、世界遺産一覧表に記載される世界遺産への国際的援助の事業計画を実施するため、この条約の目的に類似する目的を有する非政府機関（NGO）であるイコモス等の援助を求めること、

3) 第14条で、世界遺産委員会の事務局となるユネスコが、イコモス等の専門的能力を最大限度を利用して、同委員会の書類及び会議の議事日程を作成し、その決議の実施に責任を負うこと、  
を定めています。

また、ユネスコの定める条約施行規則にあたる「世界遺産条約の履行に関するガイドライン」では、各国の世界遺産一覧表に記載申請する手続き等を規定していますが、申請書から文化遺産の世界遺産委員会に提出の審査資料の作成は、実質的にイコモスが担当しています。現在は、英国人考古学者ヘンリー・クリア氏が、この担当者であるイコモス世界遺産コーディネイターとなっています。

3. 現在の世界遺産は358件あり、その所有国は80ヶ国余りなので、平均では1ヶ国4件余りとなりますが、最大数は最初から加盟して毎年のように申請手続きをおこなってきたフランスとインドの19件であり、東アジアでは中国の万里の長城など7件が多いほうです。ユネスコでは、あまりにも毎年の各国からの申請数が多くて審査も困難なことから、自然遺産の3倍の登録件数のある文化遺産の審査には、上記の活動指針でも厳しい条件をつけています。登録申請書の提出にあたっては、他にその国で今後5年間程度に申請を考慮している物件を示す暫定目録を提出することや、文化遺産の周辺に有効な環境保全のできる緩衝地帯を設定し開発の影響を少なくすること、文化遺産の保存管理計画を添付するこ

と、などです。現在は申請件数の半分以上は却下または審査延期されており、実際の申請件数は毎年1～2件にしてほしいというのがユネスコの希望のようです。

4. 日本は条約加盟が遅くなったこともあり、世界遺産登録申請手続きの今年の締切である10月1日に早速に問い合わせるべく、申請の国内作業を急いでいますが、自然遺産についてはすでに新聞等で、環境庁が白神山地のブナの原生林と屋久島の杉林の2件に絞ったむね報道されています。文化遺産を担当する文化庁でも、日本イコモス国内委員会委員をふくむ専門家の協力をえて、とりまとめを急いでいるようです。文化庁は今後も日本イコモス国内委員会と協調してこの条約に対応していく必要があるとして、上記の「世界遺産条約の履行についてのガイドライン（1991年9月改訂版）」の日本語翻訳を日本イコモス国内委員会に緊急に依頼してきたため、翻訳専門家の協力を得て早急に対応しました。しかし、その直後にユネスコは、この92年3月改訂版と、「世界遺産条約文化遺産の管理についてのガイドライン（92年3月版）」を発行しています。これら新版のガイドラインについて関心のあるかたは、事務局にお問あわせくだされば、英語原文のコピーのサービスを有料でいたします。

5. 世界遺産条約に加盟することで、日本の木の伝統文化を中心とする文化財保護もいわば国際的水準への対応を迫られることとなります。例えば、条約の文化遺産の保護の基本にあるのは1964年のベニス憲章であり、「推測の始まる場所で復原は止めなくてはならない」等の、西欧流の石造建造物の修理を中心にした考えであって、日本のような解体して部材を取り替える修理方法は遺産の価値を失うおそれがあると考えられています。フランスの文化財保護法では指定された歴史的建造物の周辺500メートルは自動的に環境保全地区に指定されますが、この条約でも遺産の所在地の保護や、さらにその周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）のない場合は、原則として世界遺産に登録申請できません。修理復原事業等により、遺産の真性さ（authenticity）が、意匠・技術・材料・環境の面で損なわれていないかのテストも、新しい課題です。また、文化遺産を国内でのみ比較評価するのでなく、アジアのなかで、或いは人類共通の遺産として、広く比較評価できる研究水準も要求されています。

6. 日本イコモスとしては、学ぶべきは学んで日本国内の水準を高め、またアジア・アフリカの諸国のように比較的壊れ易い植物性材料で文化遺産をつくってきた文化圏の立場から発言すべきはして、まずは世界のイコモスとの交流を強力深化することが望まれます。しかし、一方では外務省の800万ドルに及ぶユネスコ日本文化遺産保護信託基金が、アジアを中心とする開発途上国の多数の文化遺産保護事業に分配され、日本イコモス国内委員会のメンバーがその技術指導等に派遣される機会も増えつつあります。そこでは、日本での文化財保護事業の方法をそのまま現地にもちこめば、欧米諸国からの批判となって返ってくる可能性もありましょう。国際的対応が日本イコモス国内委員会に求められています。

## ◎お知らせ

### 1. 会員証について

本年よりイコモスの会員証が新しいプラスチックのカードに切り替えられ、過日フランスの本部より送ってまいりました。8月20日までに92年分の会費をお納めくださった方には、92年のシールを貼って今回同封させていただきました。その他の方には92年の会費をお納めいただき次第ご送付申し上げますので宜しくお願い致します。

### 2. イコモスの国際会議およびその他の会議等の日程について

- a. オーストラリア・シドニーにおけるイコモス会議（1992年11月）
  - 11月16日～17日：イコモス諮問委員会
  - 11月18日：イコモス執行委員会および諮問委員会  
(アジア・太平洋地域からの参加者と合同で)
  - 11月18日：水中の文化遺産にかんする特別国際会議
  - 11月18日～20日：専門分野別の活動に関する国際会議
  - 11月19日～20日：イコモス執行委員会
  - 11月21日～22日：オーストラリア・イコモス会議  
(世界の文化遺産の価値と保存計画について)
- b. スリランカ・コロンボにおける第10回国際イコモス総会（1993年 7月～8月、 p.4参照）
  - 7月27日～29日：国際委員会
  - 7月30日：世界文化遺跡の展示開始・その他
  - 7月31日：アジア遺産のプレゼンテーション（日本を含む19ヵ国）
  - 8月 1日～ 3日：パネルディスカッション・その他
  - 8月 4日：事務会
  - 8月 5日～ 7日：遺跡視察の小旅行・その他
  - 8月 8日～11日：国際ツアー（4コース）
- c. その他オランダ（1992/10）・インドネシア（1992/11）・カナダ（1993/5）から遺跡関係の国際会議などの案内が来ています。詳細をご希望の方は事務局までご連絡ください。

以 上



日本イコモス国内委員会

(別紙1) 会計報告 自1991年 1月16日前回報告～至1992年 2月29日

全年度繰越金		=	660,805 円
収入	会費	1987年分	1人×10,000円 = 10,000 円
		1988年分	1人×10,000円 = 10,000 円
		1989年分	4人×10,000円 = 40,000 円
		1990年分	10人×10,000円 = 100,000 円
		1991年分	79人×10,000円 = 790,000 円
		1992年分前納	3人×10,000円 = 30,000 円
	利息	定期預金	92,713 円
		普通預金	12,418 円
		MMC	252,258 円
	合計		= 1,337,389 円
1990年度収入総計		=	前年度繰越金 + 収入 = 1,998,194 円
支出	会費	ICOMOS本部宛	124人×96FF = 283,672 円
		理事会会場費等 (2回)	= 16,330 円
		研究会会場費等 (5回)	= 91,705 円
		90年総会会場費等 (1回)	= 17,510 円
		広報担当事務経費	= 71,138 円
		会計・庶務担当事務経費	= 70,058 円
		銀行送金手数料等	= 6,012 円
	合計		= 556,425 円
残高	(普通預金) 繰越金 + 収入 - 支出		= 1,441,796 円
基金	仮称・関野基金 (定期預金)	=	1,000,000 円
	仮称・河合基金 (定期預金)	=	1,000,000 円
	イコモス研究振興基金 (MMC)	=	10,150,000 円
	イコモス研究振興基金 (定期預金)	=	400,000 円
	合計		= 12,550,000 円

## 日本イコモス国内委員会

(別紙2) 会費納入状況

1992年 2月13日現在

	名誉会員数	会員数	納入者数	未納者数	(免除)
1979年分		20	20	0	0
80年分		20	20	0	0
81年分		34	34	0	0
82年分		34	33	0	1
83年分		34	33	0	1
84年分		33	33	0	0
85年分		46	46	0	0
86年分		47	46	1	0
87年分	4	42	40	1	1
88年分	4	41	38	2	1
89年分	4	93	87	6	0
90年分	4	119	108	11	0
91年分	3	121	84	37	0
92年分前納	.	...	3	...	.

(別紙3)

日本イコモス国内委員会 1992年予算計画

会員数 130名 (予定)

全年度繰越金 普通預金 (口座1) 繰越 = 348,569 円  
普通預金 (口座2) 繰越 = 1,093,200 円

収入 会費 1992年分 = 1,270,000 円  
未納分徴収 = 580,000 円  
利息 定期預金 (基金) = 500,000 円  
普通預金 = 10,000 円  
合計 = 2,360,000 円

支出 会費 ICOMOS本部宛 130人×100FF = 309,790 円  
総会会場費等 (1回) = 20,000 円  
理事会会場費等 (6回) = 60,000 円  
研究会会場費等 (5回) = 120,000 円  
広報担当事務経費 = 180,000 円  
会計・庶務担当事務経費 = 120,000 円  
コロンボ大会実行委員会活動経費 = 1,000,000 円  
合計 = 1,809,790 円

残高

(普通預金) 繰越金 + 収入 - 支出 = 1,991,979 円

活動計画 (概略)

総会開催 1回  
理事会開催 6回  
研究会開催 5回  
インフォメーション発行 3回